

愛知県障害者施策推進協議会の改組等について

1 協議会の改組について

障害者基本法の改正により、「地方障害者施策推進協議会」が、「審議会その他の合議制の機関」とされ、統一の名称がなくなったことや、審議会の所掌事務に「障害者に関する施策の実施状況の監視」が追加されたことから、審議会の名称を改める。

(1) 改正後の名称

愛知県障害者施策審議会

(2) 所掌事務（下線部分：追加された事項）

- ア 愛知県障害者計画の策定に係る事項を処理すること。
- イ 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ウ 都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(3) 委員の内訳（下線部分：変更された事項）

関係行政機関の職員、市町村の長、学識経験のある者、障害者及び障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

(4) 現任委員の任期

改正審議会条例の施行の日に、改正後の条例の規定により愛知県障害者施策審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は平成24年6月30日（現在の委員の任期の終期）までとする。

2 協議会委員の公募枠の設定について

県民の意見を広く審議に反映し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、委員選定の手法の一つとして公募方式を取り入れる。(次期改選時(平成24年7月)から実施予定。)

(1) 募集人数

2人以内

(2) 応募資格

- ア 障害のある方又は障害者の自立と社会参加に関する活動をされている方など、愛知県の障害者施策について関心をもち、今後の愛知県の障害者施策について意見を述べる事が出来る方
- イ 愛知県内に在住し、委嘱日(平成24年7月1日)において満20歳以上の方
- ウ 主に名古屋市内で開催する会議に出席できる方
- エ 国、地方公共団体の議員及び公務員でない方

(3) 選考方法

小論文、面接等により決定する。

選考にあたっては、選考委員会を設置する。